



平成 30 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 タツモ株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 俊 夫
(東証二部・コード 6 2 6 6)
問合せ先 専務取締役管理本部長 亀山 重夫
電話番号 0866-62-0923

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 31 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部銘柄指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社グループは、昭和 47 年に電子機器部品の製造及び電子機器のメンテナンスを主な目的として設立致しました。その後半導体製造装置のメンテナンスで培った技術を活かして半導体製造用塗布装置を開発・上市し、半導体業界が成長するなか順調に業績を伸ばしてまいりました。また、半導体製造装置に関連して昭和 59 年にシリコンウェーハ等搬送装置の製造・販売、平成元年には液晶製造装置の製造・販売を開始するなど事業領域の拡大を図り、現在では半導体製造装置、搬送装置及び液晶製造装置の開発・製造・販売が当社グループのコア事業となっております。

加えて、平成 12 年に金型・樹脂成型事業の強化を図るためプレテック株式会社を、平成 25 年に洗浄装置のノウハウ及び開発設備の取得を目的としてアプリシアテクノロジー株式会社を、平成 29 年にめっき処理に関するノウハウ及び中国での製造拠点の取得を目的に株式会社ファシリティを、UV-LED 照射装置などの生産性向上を目的に株式会社クォークテクノロジーをそれぞれ子会社化するなど多角化を図ってまいりました。併せて北米や中国、ベトナム、韓国に製造・販売拠点としての子会社を設立することで事業のグローバル化を推進してまいりました。

当社グループは、社是である「挑戦」の気持ちを持って全社員が技術・情報の獲得に努めつつ、適切なタイミング、適切な価格でユーザーの要求する性能の製品を提供することを目指しております。また、平成 30 年度より「タツモグループ中期経営計画 (TAZMO Vision 2020)」を策定し、独自性のある装置 (性能、コスト、サービス) を着実に作り上げることに全力を傾け、顧客ニーズに対応し売上高を伸ばすとともに、将来の成長を見据えた研究開発を実践することで将来の収益確保に結び付けてまいります。

このような状況のもと、当社グループは更なる成長に向けた資金の確保と資本増強による財務体質の一層の強化を目的として、新株式発行による資金調達を行うことを決議いたしました。当該新株式発行による調達資金は、岡山県岡山市の新社屋及び研究棟の建設に係る設備投資資金、半導体製造装置、大型基板塗布装置、ウェーハ搬送用ロボット及び新規事業の各分野の開発に係る研究開発資金、プロセス機器事業及び金型・樹脂成型事業の生産能力の増強を目的とした TAZMO VIETNAM CO., LTD. への投融資資金に充当し、残額は借入金の返済に充当する予定です。本資金調達と併せ、本日承認いただいた東京証券取引所市

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

場第一部指定を足掛かりとし、優秀な人材の確保及び顧客との商談や共同開発など交流や連携がしやすい環境を整えることで意識改革や効率化を推し進めてまいります。

本資金調達を通じてユーザーの満足度を向上し、当社グループの更なる業容拡大と収益性向上を図るとともに、成長に向けた財務基盤の強化及び更なる企業価値の向上を図ってまいります。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,739,200株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年9月10日(月)から平成30年9月12日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年9月20日（木） |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 池田 俊夫に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 260,800 株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 260,800 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 池田 俊夫に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 260,800 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 30 年 10 月 15 日(月)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成 30 年 10 月 16 日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 池田 俊夫に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から260,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、260,800株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成30年8月31日（金）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式260,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成30年10月16日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年10月9日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	11,508,300株	(平成30年8月31日現在)
公募による新株式発行による増加株式数	1,739,200株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	13,247,500株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	260,800株	(注)
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	13,508,300株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限2,411,460,000円について、1,300,000,000円を平成31年8月末までに岡山県岡山市の新社屋及び研究棟の建設に係る設備投資資金に、706,000,000円を平成32年12月末までに半導体製造装置、大型基板塗布装置、ウェーハ搬送用ロボット及び新規事業の各分野の開発に係る研究開発資金に、200,000,000円を平成30年12月末までに当社連結子会社であるTAZMO VIETNAM CO., LTD. への投融資資金に、残額を平成30年10月末までに借入金の返済の一部に充当する予定であります。上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、TAZMO VIETNAM CO., LTD. への投融資資金については、平成30年12月末までに200,000,000円をプロセス機器事業及び金型・樹脂成形事業における新棟の建設及び製造設備の導入に係る設備投資資金に充当する予定であります。

また、当社グループの設備計画の内容については、平成30年8月31日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着工 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支 払額				
当社	新社屋 (岡山県岡山市 北区)	プロセス機 器事業 全社	本社管理部門 研究開発	1,300	—	増資資金	平成30年 10月	平成31年 8月	(注) 2.
TAZMO VIETNAM CO., Ltd.	本社・工場 (ベトナム・ロン アン省)	プロセス機 器事業 金型・樹脂成 形事業	プロセス機器 加工設備 樹脂成形品製 造設備	400	—	当社からの投 融資資金 (注) 3.	平成30年 12月	平成31年 12月	(注) 2.

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力を算定することは困難なため、記載を省略しております。

3 当社は増資資金をTAZMO VIETNAM CO., Ltd. への投融資の一部に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績への影響はありません。今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと認識し、今後の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定配当の維持を基本として経営環境や収益の状況などを総合的に勘案して利益還元を行うことを基本としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)利益配分に関する基本方針に基づき決定します。

当社は、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、その期末配当金の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質を強化し、既存事業の拡充、新規事業の展開を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり連結当期純利益	98.99円	111.69円	137.84円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	5.00円 (-)	15.00円 (-)	7.00円 (-)
実績連結配当性向	1.7%	4.5%	5.1%
自己資本連結当期純利益率	35.0%	30.3%	28.8%
連結純資産配当率	0.5%	1.2%	1.3%

- (注) 1. 当社は平成29年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。このため、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、平成29年1月1日付の株式分割が、平成27年12月期の期首に行われたものと仮定しております。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を自己資本（純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均）で除した数値であります。なお、算出時の1株当たり年間配当金及び1株当たり連結純資産については、平成29年1月1日付の株式分割が、平成27年12月期の期首に行われたものと仮定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成27年11月30日	408,400千円	1,599,440千円	2,113,598千円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
始値	406円	1,584円 □1,022円	1,089円	2,010円
高値	2,985円	4,165円 □1,100円	2,548円	2,188円
安値	401円	993円 □1,022円	1,052円	1,133円
終値	1,616円	3,170円 □1,070円	1,958円	1,524円
株価収益率	5.4倍	9.5倍	14.2倍	—

- (注) 1. 平成30年12月期の株価については、平成30年8月30日現在で表示しております。
2. □印は、平成29年1月1日付の普通株式1株につき3株の株式分割による権利落ち後の株価であります。
3. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、平成30年12月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社大江屋及び弘塑科技股份有限公司は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 30 年 8 月 31 日開催の取締役会において決議した前記「I. 新株式発行及び株式売出し」に記載の新株式発行及び株式売出しに伴い、主要株主である弘塑科技股份有限公司が主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- | | | |
|---------------|-----|------------------------|
| (1) 名 | 称 | 弘塑科技股份有限公司 |
| (2) 所 | 在 地 | 中華民国新竹市香山区中華路六段 89 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | | 董事長・張鴻泰 |
| (4) 事 業 内 容 | | 電子と半導体生産設備の製造・メンテナンス事業 |
| (5) 資 本 金 | | 246,838 千 NTD |

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成 30 年 6 月 30 日現在)	12,000 個 (1,200,000 株)	10.4%	第 2 位
異動後	12,000 個 (1,200,000 株)	9.0%	第 2 位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 30 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数 115,041 個を基準に算出しております。
2. 異動後の総株主議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数 115,041 個に今回の一般募集により増加する議決権の数 17,392 個を加算した総株主の議決権の数 132,433 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

平成 30 年 9 月 20 日（木）

5. 今後の見通し

主要株主の異動による業績への影響はございません。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。